

## おりこうブログ 紹介パートナー規約

制定日：平成31年3月29日

### (前文)

株式会社ディーエスブランド（以下「当社」といいます）は、当社が発売している、ホームページ作成ソフトおよび付随するサービスであるおりこうブログ（以下「商品」）について、当社のビジネスパートナーとして、紹介パートナーになっていただき、お客様の紹介を行っていただけるパートナー会社を募集いたします。紹介パートナーより紹介されたお客様に当社が商品の提案を行い、導入が決定した場合、別途定める紹介手数料を紹介パートナーへお支払いいたします。

### 第1条【本規約の適用】

本規約は、おりこうブログ紹介パートナーに関する制度を定めます。

おりこうブログ紹介パートナー（以下「紹介パートナー」）登録希望者は、おりこうブログ紹介パートナー規約（以下「本規約」）に同意の上、登録申込が必要となります。また紹介パートナー登録後、本規約に従いお客様に紹介を行っていただきます。

### 第2条【定義】

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### (1) 登録希望者

・・紹介パートナーになることを希望する個人および法人の事業者

#### (2) 紹介パートナー

・・当社にて登録が完了し、お客様を弊社に紹介する個人、法人の事業者

#### (3) お客様

・・ホームページの新規立ち上げ、またはリニューアルを検討している会社

### 第3条【紹介パートナー申込手続き】

紹介パートナーへの登録希望者は当社所定の申込フォームに必要事項を記入し、本規約に同意の上、当社に対し登録申込を行うものとします。なお登録手数料等は無償とし、紹介見込み数の提出も必要ありませんが、紹介パートナーへの登録希望者が、既に弊社製品の販売代理店である場合、または当社と競合する商品を既に取り扱われている場合は申し込みをお断りさせていただきます。

2. 当社は、登録申込を受けた場合、速やかに内容を審査のうえ、紹介パートナーとしてふさわしいと判断した場合、電子メール等にて登録完了の通知を行うものとします。
3. 前項に定める審査を行う際、登録希望者に意見を聴取または資料の提出を依頼する場

合があります。

当社は、審査の結果、紹介パートナーとしての登録をお断りする場合があります。その場合、お断りした理由は開示しません。

#### 第4条【紹介業務】

紹介パートナーの行う紹介業務を以下のとおりとします。

- (1) 当社商品をお客様に紹介いただく
- (2) 当社商品に興味を持ったお客様と当社の営業担当者との商談機会をつくっていただく
2. 紹介パートナーは紹介業務を行うにあたり第10条の禁止事項をおこなわないものとします。また紹介いただいたお客様へ当社が既に提案取組中の場合は、紹介扱いとなりません。
3. 当社営業担当者は紹介パートナーから紹介を受けたお客様に対し商品の提案をおこないます。
4. 当社は、紹介パートナーに対し、当社を代理するいかなる権限も付与するものではありません。

#### 第5条【紹介手数料】

当社は紹介パートナーより紹介されたお客様に当社商品の提案を行い導入が決定した場合は、別紙「おりこうブログ紹介手数料金表」に定めた紹介手数料を紹介パートナーにお支払いいたします。

2. 支払い時期については、当社が商品受注をし、制作後、ホームページ公開月の末日で締めて翌月10日払いといたします。
3. 紹介手数料は、紹介パートナーが指定する銀行口座に振込みます。(振込手数料当社負担)

#### 第6条【登録期間】

紹介パートナーとしての登録期間は、登録日から1年間とし、登録完了満了の1か月前までに、当社または紹介パートナーから登録解除の意思表示がない限り、同一の条件で1年間、延長されるものとし、以後も同様といたします。

#### 第7条【登録継続条件】

紹介パートナーとして登録日から1年間の間に別紙「おりこうブログ紹介手数料金表」の条件を満たさない場合は、何らの催告なく紹介パートナーの登録を当社から解除いたします。

## 第8条【届出・報告義務】

紹介パートナーは、当社への申し込み事項（社名・担当者・電話番号・メールアドレス・振込口座等）に変更があった場合、速やかに所定の方法により当社に届け出るものとします。当社は紹介業務についての要請・指示・依頼等を行う場合、紹介パートナーの担当者を通じて行います。

2. 前項の届出を怠ったことにより、紹介パートナーに不利益が生じても当社は責任を負いません。
3. 紹介パートナーは、紹介業務に関し当社が報告を求めた場合、直ちに報告をしなければなりません。

## 第9条【資料の提供・情報提供】

当社は、紹介パートナーが紹介業務を遂行するため、当商品に関する案内資料を、当社が必要であると認める範囲で無償にて提供いたします。

2. 当社は、当商品に関し利用規約またはサービス内容等を変更した場合は、当社が必要であると認める範囲で、紹介パートナーに対し情報提供を行います。
3. 当社は、必要があると認めた場合、紹介パートナーに対し紹介業務の遂行方法について助言または改善指導を行います。この場合、紹介パートナーはこれに従わなければなりません。
4. 紹介パートナーがお客様への紹介を目的として当商品のロゴ、商標の使用の希望がある場合は、当社の確認を必要といたします。別紙「おりこうブログ紹介手数料金表」に記載する担当窓口までお問合せください。
5. 当社は、紹介パートナーの了承を前提として、紹介パートナーの登録促進などを目的として当社が運営するホームページ上で紹介パートナーの社名・住所等の情報を掲載する場合があります。

## 第10条【禁止事項】

当社は、紹介パートナーに対し、以下の行為を禁止いたします。

- (1) 商品内容から逸脱し強引に紹介業務を行う行為
- (2) 当商品の利用料金・支払条件等、内容を改変し紹介業務を行う行為
- (3) あたかも自らが商品の提供者または当社の代理人であるかのように装う行為
- (4) 紹介業務の全部または一部を第三者に行わせる行為
- (5) 当社の信用・名誉または当社との信頼関係を毀損させる行為
- (6) 紹介パートナーとしての地位または本規約に定める債権債務を第三者に貸与・譲渡または承継する行為

#### 第 11 条 【紹介パートナーの登録解除】

当社は、紹介パートナーが、第 10 条の禁止事項に抵触した場合および以下の各号の一に該当すると判断した場合、事前の催告を要することなく、紹介パートナーとしての登録を解除することができます。

- (1) 本規約に違反し相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- (2) 当社または当社の販売代理店に対し信頼関係を損ねるような高圧的な態度や一方的な要求などがあり今後の成果をあげる事が困難であると当社が判断したとき
- (3) 連絡先が不明な状態が 1 ヶ月以上続いたとき
- (4) 登録申込時に虚偽の申告をしていたことが判明したとき

2. 前項により登録を解除する場合、当社は紹介パートナーに対して登録解除通知を行います。当社が解除通知を行った日をもって、紹介パートナーとしての登録を解除するものとし、紹介いただいた案件の進捗を問わず、解除日以降は紹介料のお支払いをいたしません。

#### 第 12 条 【登録解除後の措置】

紹介パートナーの登録を解除した場合、紹介パートナーは、当社より提供を受けた資料等・秘密情報およびその複製物を廃棄または削除処理を行うものとします。

#### 第 13 条 【秘密保持】

紹介パートナーは、本規約の履行を通じて知り得た当社の技術上、販売上の情報（顧客情報・個人情報を含む）、並びに有形無形を問わず、当社から秘密であると明示して開示された情報（以下、併せて「秘密情報」といいます）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の承諾がある場合を除き、秘密情報の全部または一部を第三者へ開示・漏洩・譲渡または販売しないものとします。また、秘密情報の全部または一部が外部に流出することが無いよう、厳重なる管理を実施しなければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外されるものとします。

- (1) 開示を受けた際、紹介パートナーが既に自ら保有し、または第三者から正当に入手していたもの
  - (2) 開示を受けた際、既に公知であったもの
2. 紹介パートナーは登録期間中のみならず、登録解除した後も、秘密情報を漏洩することはできないものとします。

#### 第 14 条 【損害賠償】

本規約の履行に際し、紹介パートナーの責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、当社は紹介パートナーに対して損害賠償を請求することができるものとします。

**第 15 条 【本規約の改訂】**

当社は、本規約を紹介パートナーに対して予告なく改訂することがあり、改訂の日より紹介パートナーに対しては、紹介パートナーの同意が無い場合であっても改訂後の規約が効力を有します。

2. 前項の場合、当社は紹介パートナーに対し、変更後の規約を速やかに交付するものとします(電磁的方法による交付も含む)。

**第 16 条 【準拠法】**

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

**第 17 条 【協議事項および管轄裁判所】**

本規約に関して、当社と紹介パートナーとの間で問題が生じた場合には、当社と紹介パートナーとの間で誠意をもって協議するものとします。

2. 前項の協議によっても問題が解決しない場合には、その訴額に応じ、長崎地方裁判所または長崎簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上